

平成30年度第2回印西市史編さん委員会議事録

- 1 開催日時 平成30年9月21日（金）午前10時00分～正午
- 2 開催場所 印西市立中央公民館 講座室
- 3 出席者 五十嵐委員長、鎗木委員、中澤委員、村越委員、榎委員、小林委員、植村委員、宿城委員、大友委員
- 4 欠席者 木村委員、
- 5 事務局 飯島生涯学習課長、小池木下交流の杜歴史資料センター所長、能勢主査、石川主査
- 6 傍聴者 0人（定員3名）
- 7 議題 （1）印西市史資料編近現代2進捗について

事務局：平成30年度印西市史編さん委員会開会

印西市市民参加条例第11条の規定に基づき公開を宣言

委員長あいさつ

課長あいさつ

委員長：条例により議長を務めさせていただきます。

議事録署名委員の選出：大友委員

議題（1）印西市史資料編近現代2進捗について

議長： それでは議題（1）について事務局より説明をお願いします。

事務局： 議題（1）印西市史資料編近現代2進捗について、事前に送付した市史編さん委員会資料「資料編近現代2」の掲載資料を基に説明。

議長： ありがとうございます。ただいまの報告について何か質問がございますか。それでは中澤委員から、近現代編2の編集について説明がございましたらお願いしたいと思います。

委員： 分厚い資料をお送りして事前に目を通していただいたと思います。これは入稿前の原稿で、それからかなり手を加えていますが、大枠ではほとんど変更はないと思います。前回、皆さんに目次の部分を見ていただきましたので、だいたいどのような資料が掲載されるのかは把握していただいたと思います。今回は、その目次と実際に載る資料の内容部分についてとなります。まだ、表題のつけ方とか、そういうところに少し変更があると思いますが、そのへんはご了承いただいて、今委員長がおっしゃったようにやはり個人情報とか差別とかが気になります。執筆者といいますか資料を選択した専門委員5人は、かなり気を配っているつもりですが、そんたくではなくやはり個人情報ということで、そういうことに気を使いながら個人の名前を出さない方がいいところは、伏せ字といって実際のお名前を出さないというような形を取っているところも多少あります。まだ原稿は確定しておりませんが、凡例

が出来ましたら、そこで説明が入ると思います。そういうことを踏まえて、もっと気を使った方が良いかどうかを見ていただくということで、委員の皆様とそれから先ほどおっしゃったように、発行する市の方たちの目を通していただくという段取りを取ってご意見を伺わせていただきたいと思います。

議長： ご苦労さまでした。それでは議事に入りたいと思います。事前に事務局から原稿のコピーを送っていただいておりますので、皆さん目を通していらっしゃると思います。ご意見やご質問などがございましたらお願いします。質疑がある場合は、挙手のあった委員を指名いたしますのでご発言願います。全体を通してでも結構ですし、一つひとつの分類についても質問等ございましたらお願いします。古代史の研究をしている方には少しなじみのないものもあろうかと思いますが。一市民として見た場合の感想でも結構でございますのでよろしくお願いいたします。

委員： それではよろしいですか。いま個人情報というお話がありましたが、教育文化の本年度を振り返って、印西中学校のところでございます。そのなかにまさにその通りだと思うが、名前は書いてないですけど当時の校長の学校経営の凡例のなかに6人の問題行動でも悩まされたとあり、明らかに当時の校長の名前が出ていますから、これはもう周りの人から見ればわかるのではないかと思います。ただ固有名詞が出ていないのでどう考えるかです。

委員： いまおっしゃったとおり、私たちもそれが気になっておりまして、事務局とも相談している部分です。

委員： もうひとつ、今度は大森中学校の学校教員の話です。これは98ページです。ここには個人情報は載ってないと思いますが、昭和20何年ですか、「3名の教師を更迭したために学校体制がぐんと良くなった」という表現が良くないと思う部分がありました。

委員： 校長の考えはそうなのですね。

委員： はい。校長の名前もわかります。どう考えるのかはわかりませんが、該当者が生きておられるかどうか、それもわかりません。

委員： わかる人はわかる。

委員： ということですね。

委員： 校長の名前が出ていることから、ひとつ気になったことは著作権で、新しい時代になると著作権の問題があります。名前が書いてあればということはありませんが、これは学校が著作権を持っているというか、学校が公文書として作成したものだから、それはいいだろうという事務局のアドバイスがありました。それで私も気になり、教育関係の方のご意見を伺ってくださいということを伝えております。教育長には見ていただきましたか。

事務局： はい。

委員： 教育長のご判断を参考にしようということで、今のところはそうなっております。その後のことはわかりませんが、今日のご指摘を含めて教育長と

相談していただくとか、そういうことも考えた方が良いと思います。私は指摘したこの2点のことが気になっていました。その生徒の問題と先生の問題です。それはどうでしょうか。

議長： 3名の更迭によって学校が良くなった。

事務局： どちらも沿革誌で、資料98は大森中学校、104は印西中学校の沿革誌です。教育長の決裁はすでにいただいております。内容等も見えております。大変分量が多いということもありますので、改めてその部分については、この会議の場でそういうご意見が出たということで、お話ししてみたいと思いますが、それでいかがでしょうか。

委員： そうですね。ご意見があったことを踏まえて、教育長のご意見を聞いていただくというのが良いと思います。ただわかっていただきたいたいののは、学校の状況を資料に残しておくということを、選択した担当者はそういう目で見えています。けれども、それは、今おっしゃったことを知っている人にとっては知っているし、選択者の意思と違うところでいろんな影響が出るということもあります。近現代では特にそういうことに気を使い、部会長として私は全部目を通しましたが、これは果たして大丈夫なのかということをおもいました。ご意見ありがとうございます。やはり教育長に事務局から確認していただくということで、この場はいかがでしょうか。

委員： 良いです。私はいま先生がおっしゃったように、当時の校長の顔も浮かんでくるし声も浮かんできます。そうすると説得力もあるわけです。だから、戦後の民主教育をいかに推進していくかというご努力をされていることは、ひしひしと伝わってきます。その前提において否定しているものではありません。ただ見た時に何でということがあったものですから、それはもう結構でございます。

委員： そうですね。やはり一段階として教育長のご意見を聞いていただいて、その上でまたということですかね。

事務局： このままの形で刊行するかというところでしょうか。

委員： 掲載方法ですか。

委員： そうですね。その辺も含めての意見を伺って対応していただきたい。

委員： 例えば、何かわかってしまうところを、中略という形をとることもできます。ただ、伏せ字で名前を出さないだけでもわかってしまうわけだから、具体的な部分もリアルでなくなりますが、そうした検討もできると思います。あるいは、2つの資料を全部掲載しないといった方向性も含めて検討させていただき、明後日近現代部会がありますので、今ご意見があったことも含めて選択者本人のいるところで相談し、それを踏まえて教育長にご相談いただくということでいかがでしょうか。

委員： 私もあまり近現代の資料編をじっくりと他のところで見たことがないですが、例えば学校、青年館、あるいは市町村合併についての復命書がそのまま

掲載されていたりとか、公にされるつもりがなくて書いたものが掲載されていたりというのは、結構あるものなのではないでしょうか。

委員： いま、復命書のことをおっしゃっていましたが、復命書のことも非常に気になっていたことです。それで去年から関係のところでご判断いただくということで事務局に申し出ました。今の段階でこの資料は掲載していいのではないかということを部会で話したのは、文書館に収蔵されて一般閲覧が出来る状態となっているということで、それがなければ、やはり少しだめかなという感じもしました。一般の人が見られるものであるということは、公になっていることでもありますので、それで選択した担当者もそれが根拠だったと思います。あとは、市としてどういうふう to それをとらえるかということで難しいですね。それは残って公開しているものは、ここまでするべきなのです。そのために保存し公開しているという公文書などは共有できるということです。それは県庁文書の復命書ですので、県側からすると公にしているということで資料になっています。ただそれを市でどうかと、これが最初に懸念したことです。やはり３点でしたか、他にあるかも知れませんが、どの資料もそういうことが検討課題だったわけです。

委員： 先ほどの教育の関係で学校が出された配布物のなかには、例えば資料１０１ですか、特志寄付をされた方のお名前が出ていて、かなり細かい個人情報も出ています。たぶん寄付された方はこういうふう to 刊行物になるとは思わずにいらっしやると思います。そういう方は後でなんと思われるか。

委員： 何番ですか

委員： 資料１０１で、４８ページです。匿名ではないです。

委員： 運動会のことですか。

委員： グランドピアノです。

委員： こういう情報もご本人の許可なく出してしまい、市の刊行物としていいのかと思います。

委員： その点は話題にならなかったです。

議長： 全校だからいいのではないかな。

委員： その時、その年のＰＴＡのなかで配付されるのであればという感じだったと思いますが、それがまた再読されるということは、ご本人もまた発行された方も思ってもらえないとは思いますが。ただ教育委員会でいまのご判断で大丈夫ということであれば、それはそうなのでしょうけれども。確か著作権法だと行政文書のうちの、その判例ですとか、そういったものは、著作権はないということで、そうじゃないものについては、はっきり開示されたものであっても刊行して公に頒布していいかどうかというのはどうなのでしょう。

委員： あとは掲載許可をとれば良いことですね。それは書いた人から取るわけではなくて、例えば今申し上げた文書館にあるものは文書館から取れば良いで

す。

委員： 書いた人からじゃないのですか。著作権は書いた人から取るものではないのですか。

委員： 著作権はそうですけれども、役目として提出しているものに関しては、公務ですよね。

委員： ただ著作権自体は、それは個人です。

委員： 今、著作権の話ですか。

委員： そうですね。

委員： そうですか。著作権のことはそうです。ご本人ですけれども、ただ、先ほどの復命書とかは、公務ですから著作権はないかと思います。例えば、著作権の問題ですと、先ほどの校長先生とかは、学校が出している物だから公的なものというふうに判断されると思います。それから、あと私が気になって特定いただこうと思っているのは会報のところですよ。投稿しているような形になると、やはりたどれればそれをしていく。例えばここではないですけど、別のところで青年団の青年団報とか、雑誌などに投稿しているようなものは、今でもご存命かどうかたどって行って、たどれなかったら凡例等でお断りするということです。たどったけれども見つからなかったというような場合を、いま事務局にお願いしています。そうですね、著作権の問題とそれから今のお話は、たぶん内容的なことだと思います。

掲載許可となると、公文書等はその所蔵しているところを通してです。家文書になるとお家の方ですけれども。掲載許可はやはりきちんと考えないとあとからわからない資料とかになると思います。

議長： はっきりと出さなくても、当時の教育状況がわかれば良いというような観点で、例えば中途における3名の更迭によって陣容が整ったというようなところは、何か虫食いだとか中略だとかにするような形を取ったほうが良いのではないかという気がします。もうひとつの3年男子生徒6名というのは、数名のものにしたらどうでしょうか。

委員： 生の資料ですので、書いてないことを書くことは出来ないのです、やはり中略とか名だけを書くとか、それは何か方法はとれると思います。だけど原本に数名となっていないことを本として載せることできないと思います。いわゆる改ざんになってしまいますのでそこは中略に。中略ということは書いてあったということの記録が残るわけですので、それは改ざんではないと思います。そういうような方法も考えられますので、それが必要であるかどうかということも、今のご意見があったことを踏まえて、それから今の復命書に関しては、総務部とかそういうところですかね。こういう指摘があったということで事務局から確認していただき、それを踏まえてまた近現代部会で、こういう工夫をしようということを検討したいと思います。近現代というのは、一番そのことがネックになって、早め早めに見ていただくということです。

委員： よろしいでしょうか

議長： はい。

委員： 通常は関係する者がどう考えるか、思うかという部分を注意せざるを得ないものもあります。もちろん時の経過というようなことで、全部個人情報の問題で、いつまでそういう問題にかかわらなければならないのか、というような問題もあります。ただ関係者が残っている場合には、どうしても注意しなければならないかなと思います。やはり当時の教育の現場のあり方とか、そういったことを記述、伝えるということは、とても重要な資料じゃないかなと思うのです。その教員の問題でもやはり、それをこういう風にとらえている事態というようなことも、やはり伝えるというのは重要なことだと思います。私は、無理はしないで中略でもいいのだろうという風に思います。関心のある人は、そういうものがあるということであれば、文書を管理する文書館に行けば、その部位がどうあったのかということも、追求したいと思う人は閲覧できるということです。やはりそういう手がかりにもなりますので載せることは重要ではないかなと思います。そういう意味でいいですと、出典の記載ですが、所蔵機関名とか、あと原題も調整されていますか。これは途中ということですか。

事務局： いいえ。

委員： このままですかね。出典情報の記載がおそらくその実物の表紙なりにあるものがそのまま載っているという形だと思います。表紙が丁寧にあるものについては、かなり丁寧以上にとれるのですが、非常に簡単なところがあってですね、そうすると年代もわからないし、どこの部局で作っているのかもわからないということですね。所属がどこなのかもわからないということがあるので、出典情報は少し丁寧にお願いしたい。

委員： 少し説明していいですか。これは凡例に掲げようと思っているところなのですが、出典をその文の最後に書いてないものは、印西市が所蔵している資料ということを明記する予定になっています。そこで例えば、今おっしゃったように表紙で簿冊になっているもの、簿冊になっていて、その中の一部分を載せているというようなものは、丁寧なところがあるとおっしゃった部分になると思いますが、それは簿冊のものは書いてあります。けれども一点だけのものがありますよね。とじられてなくて簿冊になっていないもの、状ものとか、それについてはそこが少し丁寧になってないですね。印西市のものであれば書かないということを原則にしました。それで印西市に所蔵してないもの、例えば成田市図書館で所蔵しているものとか、そういうものは記述されております。それから、例えば印西の歴史資料センターで個人文書の中から選んだもの、印旛の資料館で所蔵している個人文書の中からというのは書いてあります。今回は特になぜそういう風にしたかということ、ほとんどが公文書なのです。そのために印西市と書くのはどうだろうかということで省くことにしました。出典はそのようにしたことを凡例で書き込むというこ

とになっていて、そういう意味では途中です。全体からすると途中ですけれども、資料の形とすると今この形で進めております。

委員： 個人情報から離れてしまっているかもしれないですが、少し関係するところがあると思いますので話したいのですが、印西市が持っているものについては載せないということですが、それが後でその出典の現物に戻ろうと考えた時に、簿冊名も何もその中から抜いているとか、そういう情報が載っていないと戻るにも戻れないということがあります。

委員： 簿冊になっているものは書かれています。

委員： 簿冊は、市のものも入っているわけですね。

委員： 入っております。

委員： その書き方が、私が先ほど申し上げたのは記録みたいなものとかが、何年のものとか、原課がどこなのかとか、そういう資料のコンテキスト情報といった部分がないので、元に戻れないのじゃないかという不安ですね。古い自治体史等を見ていると、面白そうな資料なのだけれども、いったいどこにあった資料なのだということがよく起こるわけで、それは後の者が 50 年後とか 100 年後とかに、見た時に手がかりをたくさん残して置いた方が良いのではないかという気がするのです。すみません、意見です。

委員： 今おっしゃったことはすごくよくわかります。私たちもそういう戻りたいという部分があります。年月日については、表題のところに必ず載せています。年不詳のところも推定的なものを載せています。推定のものについては、かっこで表記していますというのは、凡例で出てきます。たとえば、資料番号は資料名が出てきて、そして年月日がそこで出てきてから、本当の資料に入っていくという形をとっていますので、例えば統一番号でないからいろいろ難しいですが、出典でそれを入れなくてもよいのではないかと。それからもう一つ、行政文書だというのがありまして、原課ではないですけども、本庁に収蔵しているような形のものは、所有は市にあるという形になります。

委員： これではどこの所有かわからないですね。

委員： だから、それを収蔵場所が書いてないものは印西市の所有です。ただ印西市でも資料館にあるのか、歴史資料センターにあるのか、それがどこにあるのかかわからないですが、例えば市の事情というか事務局の事情なのでしょうけれども、今の段階で資料を所蔵する場所が閲覧場所となるかという問題があり、一般の方からの問い合わせには答えられるけれども、原本を見せて下さいと言われたときに、所蔵場所を記しても原本を閲覧できる場所になっていないと事務局からそのように伺っています。先生のおっしゃることは、私たちはいつもそういうことを何度も事務局にそれでいいのかということを書いております。だけど今の状況ではこれを見せて下さいと来た場合にどのようにするのかということ为先々決めておかないと。というところに立ち至って第1巻目はそういうことにしたという事情です。近現代以外は、それは

ないですかね。近世等は収蔵場所がわかっているから行政文書というのはいわけです。ただ、それでもセンターにあるということを明記したら、そこに閲覧に来ますよね。センター所蔵〇〇家文書、〇〇〇家と書くのが普通だと思いますけれども、そうするとそこに閲覧に来るということになると同じような気がします。ただ、今本庁にあるとか、どこかにあるような行政文書に関してはその通りだと思います。

委員： 少し脱線してしまって、申し訳ありません。

事務局： 今、委員の方からお話していただきましたけども、近現代部会のなかでその出典の問題というのは検討項目にあがりました。今回近現代編ということで、現有の役所文書を使用しています。

委員： その前に現有といった場合は、これは長期保存とか永年保存とかというような扱いのものにとどまらず、まだ現用のものもあるということ、長期の現用だけれども、非現用のものなのですか。扱いが気になったのですけれども。

事務局： 有期限文書として保有しているものです。役所で保存という形で、有期限の保存年限を置いて保管されている文書についても今回使用しています。その管理のあり方は印西市の場合、文書担当課で一括管理という形ではなく、各課管理という形で運用しておりますので、そういう意味では市役所の文書は、どこの課で保管しているという区分けは出来るわけです。しかし現状ではその文書の閲覧を想定すると、保管場所をたどって探そうとしてもさまざまな問題が発生することが予想されるわけです。さらには有期限文書ですので、ゆくゆく廃棄される可能性もあります。市史編さんの部門では、文書廃棄の際に歴史的公文書として保存選別する作業を実施しています。そういった部分も含めて掲載資料の現物にあたる窓口を一本化しようという考え方から、印西市の行政文書という形で明記し、それ以上細かく明記するのをしなかったということです。

委員： これは市史編さん委員会から市に対して明確に伝えないとだめですよ。載ったのに廃棄されてしまうということも起こりますね。

事務局： その部分については、市史編さん部門が関与しておりますので、移管の措置を経て廃棄する形になっております。今回選択した資料については残していくような方向でイメージしております。

委員： 人が代わると、それがまたあいまいになります。今の現場の人たちは了解してくれているかも知れないし、編さん部門からの注意も働いていると思いますが、人が代わるとみんな真っ白です。これは明確な形で、こういう形で行くようなものは編さんなり取り決め、資料室の方で、やはり全部移管していただかないと残せないですね。すみません脱線してしまって。

議長： はい、それは事務局の方で、よく本庁と打ち合わせをして保管については万全を期していただきたいと思います。今、国の方でもいらぬものは捨てるといういんぺい体質もあります。それから役場の資料などは保存期限が非常に短いのですね。そうするとみんな捨ててしまう。成田市の川辺家文書は

くず屋に下ろした文書を集めるのが好きな人がくず屋から買っておいただけで、そうした文書が成田市史の近現代史で利用されています。

委員： この近現代の資料編が出る前が一番いいと思いますが、編さん委員会として要望なりを明確に出さないと資料は残らないと思います。それは市長なり、文書管理の担当課長のところにきちんと出す必要があるように思います。

議長： 廃棄されたり、失われたりしたところを掘り起こすのも、歴史家の使命でしょうから。

委員： 廃棄するのも仕事だと思っていますからね。

事務局： 今いただいたご意見は内部で協議しまして、対応をさせていただこうと思います。また、市史編さんで歴史的資料を収集するという観点では、ここで掲載されているものは収集していく方向で考えております。それを今ご意見いただいたような形で、正式に審議会から意見として要望していくというのはわかりやすいのかと思います。本市の現状は、廃棄文書処理の手続きとして、対応できている状態だと思いますので、見落としせずきちんと収集していければ、その辺のところは大丈夫だと思っています。しかし、人が変わるということもありますので、それも考慮して検討してみたいと思います。ただ、ひとつ懸念しているのは学校文書です。現状では、学校関係は文書を引き継ぐことができていません。今回はあまり細かなものを採録していませんので全体的な収集をしております。学校が永年保存する種類の文書のなかから掲載していると思いますが、そういった方面にも多少上手く引き継げるような形で検討したいと考えております。

委員： そうですね、学校の方にもうまく注意喚起をするようなことができればいいですね

事務局： こちらの意見を組織的に伝えていくのはなかなか難しいと思われるので、よく検討して進めていきたいと思います。

委員： よろしいですか。今言われたことと関係するのかわかりませんが、またこういうことを発言していいのかもわかりませんが、私これを読ませてもらいまして、非常に感激しながら読みました。戦後教育の、おそらくこれは100年たった時にひとつの歴史になるのだと思いますが、確かにこんなとんとした時代ですね。ただ、PTA発足それから社会科という教科を中心に教育改革の弾性がこうなっていく訳ですよ。それでそのような日本の教師が手を入れたことのない問題解決学習とか、あるいは勉強の仕方を勉強するなどという全く新しい発想で、3人の校長先生たちのぐんぐんぐんぐん響いて来る訳です。ところが昭和30年以降、特に昭和32年の指導要領の改訂ですか、あの辺りからだんだん日本の教育が、こういう言葉を使って良いかわかりませんが、反動的な教育になっていくのですよ。そこに特設道徳が設置されていくということ。そして先ほどの印西中の校長先生の話にありましたように落ちこぼれ、落ちこぼし、その可能性はよく言われましたが、要は新幹線教育とか何とかの、とにかく教育内容をたっぷりと子供にた

たきこんで、これは問題解決学習への批判だったのです。それでたっぷり教え込んでその系統的な知識を定着させようとしていくわけです。私は当時の校長、昭和50年代の結局そういうことの、まだ世の中が変わってきているというか、合わせてきぐする教育が大きく変わってきている、そういう面でひとつ考えられるわけなのです。それとまたもうひとつは特設道徳が今度社会科から切り離されて、道徳が昭和30年以降設置されていくのです。その時になんと大森小学校が県下に先がけて特設道徳の研究学校をやって、県下のリーダーを大森小学校はやったわけです。学校にその資料が残っているかどうかさえわかりません。これはやはり可能であれば、ひとつ特記すべきではないかと思います。それと大森小学校に社会科の指導案がでていますね。それはむしろ木下小学校ですね。当時は、木下小学校が榎本先生という人をリーダーにしてそういう教育を進めていた。それも木下小に残っているかどうかはわかりません。ただ榎本さんは千葉県教育センターに資料290点を寄付されています。そのなかにあるのかどうかわかりません。何かそういうことも可能であれば補充してほしいと思っています。

委員：　そうですね、そのことについて説明が必要ですが、市史には資料編というのと通史編というのがありまして、資料編に関しては資料がなければならぬので、そこで明らかにする、保管するために聞き取り調査とかを行って収集する必要があります。けれども、残念でたまらないのは、いろいろな所からいろんなことを聞いても、資料がなければ資料編に載せられないということがあります。せめて、ここに載せたものはなくならないように保存することを意識して、要するに事務局もなくならないよう、載ったものまた受け入れたものに関しては、やはり条件付なのですが、そういうことで何ができるかということを考えると、やはり資料がなければ載せられないということがあります。先ほどの書いてあることしか書けない、それを補うためには、今の話のようにいろいろお聞きして勉強して、それを目掛けてもう一度資料の調査をしながら通史編でいかすと言う形で、資料がなくてもということとは出来ませんが、資料の引用はできなくても、そういう記録はたぶん今おっしゃった教育センターや文書館にありますので、またそういうことを意識しながら通史編の方で反映できる形で、もし、この段階で可能であれば、解説のところで少し加えることもできるかもしれません。学校全部の調査はやってないのですが、事務局、今おっしゃった木下・大森の学校の調査でその所在とかは確認していましたか。

事務局：　個別の教科研究の記録までは確認していません。主に沿革誌といったものを中心に確認しています。

委員：　個人その他をいくらか回りましたが、そういう沿革誌的なもので、包括的なことがわかるような形のものは、事務局を中心に私たちも少し参加したところがあります。今度聞き取り調査をさせていただき、まとめておいた方がよいと思います。そういうことを知っていると、またそういうもの

を目掛けて資料を探すという形になると思います。

議長： 宿城委員はあっちこっち学校を歩いているでしょうけども、学校沿革誌はずいぶん学校によって荒いのもあるし、細かいのもあるのですね。本塾などは私が見たかぎりでは何月何日運動会があった。卒業式、入学式があった。先生が変わった。このくらいで反省だとかそういう大きいことはないですね。

委員： そうですか。

議長： はい、そういった学校があります。戦前の学校沿革誌をまとめた本では、成田市史の教育の史料集は、あれは全国から相当な注文があったということです。成田市が1番早いですから、印西も出来れば学校沿革誌は1巻として資料編も作りたいくらいだと思うわけです。ただこれは戦後のところだけです。一時期の混乱とそれから学校の統廃合と旧制中学校ですか。見直さざるを得なかったとは思いますが、3名の更迭によってうんぬんというところと、それから学年の非行少年がいたということについては、また事務局と近現代部会の方でよく話し合ってください。

委員： 私の希望からしますと、なるべくいかしてもらいたいです。まさに本当にこうゲイルであるし、そこを上手くやってもらいたい。

委員： そうですね。何か工夫ができるようにしたいですね。それで今おっしゃったとおり教育だけでなく、すべてそうなのですけれども、終戦後の混乱からどのようにこうなってきた今日に至るかという経緯で特徴的なこと、例えば教育だと新生中学のこと。どういう風な形で中学が成立して、実態はどうだったかということを表さないといけないとか、他の分野でも必ずそこを特徴として限られた紙面でやっていますので、その経緯をずっと説明することはやはり資料集だけでは難しいので通史で補う。また、通史はもう少し先になりますけれども、かなりのページ数を近現代でいただけるようなので、今の予定ではそういうことを含めてここでできなかったことや、さらにこれから新しく見つかる資料についても盛り込めるように、そういうつもりでやっています。先ほどの2点については工夫しますし、また相談もします。今の説明の方については、反映することは少し難しいかもしれません。けれども、通史の方で何らかの形で入れられるように考えたいと思います。また、学校の特徴的なものは少し解説で掲載できると思います。

委員： いいですか。私はいきなり話すのはあまり得意ではないので、自分で話すことをまとめてきました。今までいろんな意見がありましたけど、これまでの経緯を踏まないで、何言っているのだというのものもあるかと思いますが、これに沿って意見を説明したいと。先ほど委員長からお話がありましたけれども、市民としての目線から委員会に参加しておりますので、今回はそういった目線に立って見させていただきました。

まず、掲載方針については、解説書に昭和20年から平成22年までを対象とするときっちり書いてありました。それから資料から見れば新しい統合誌をコンセプトとして今回資料集は出来ているということ。そしてこれまで

目次等の提案があったということです。今回、私はこの大量の成果品がいきなり出てきたなという印象を持ちました。これは委員の皆さんの話を聞いても、たぶんそうじゃないかと思うのですけれども。どういう形で資料集を出していくという方針みたいなものが、もう少しあればよかったと思っております。特に戦後史ということで残存資料が多いと、また人々に記憶が直接残っているものが多いということで、私から見ると少し資料の採用規準自体がよくわからない段階です。今回は公文書主体だというような話がありましたが、そういった採用基準自体がちょっと不明であったという感じです。この市史編さん委員会と専門部会とで、もう少しこういった資料作成について、前提となる議論があってもいいのではないかと思います。具体的な内容についてですが、例えば第2章第2節商工業・観光のところで、観光はあるのですけれども、私から見るとちょっと抜け落ちているものがあるというのは、平成17年に作った中心市街地活性化基本計画とか、市民参加で作ったものとか、そういったものも載せるべきではないかなと思った次第であります。それから第3節の千葉ニュータウン、これは私自身が千葉ニュータウンの住民でもありますので、残念ながら交通史の視点というのがあまりなくて、千葉ニュータウンにも直接、密接的な関連のある千葉ニュータウン鉄道という公団鉄道の資料がどこかにあっても良かったのではないかと思います。もう一つ大きな問題としては、板倉市長も精力的に対処している北総線の運賃問題です。こういったようなものも資料として入れるべきではないかと思っています。印西市の戦後史において千葉ニュータウンの占める割合は、大変大きなものがあると思っています。ということで、特にこの千葉ニュータウンについては地元のミニコミ紙とか、そういったものが大変充実しております。これを資料として使えるのではないかと思います。こういったものも適宜使いながら、資料編に向かって欲しかったと思っていますのでございます。それから第4章の教育・文化の第2節社会教育から、第5章文化までの間ですけれども、少し見ますと平成期の部分が全くないということで、ここが少し偏っているのではないかと思います。社会教育という点においては、市が音頭を取って、市民団体を育成することなどがあっても良いのではと思ったところであります。これが掲載資料の感想です。

2点目ですが、私自身が市史編さんにかかわっているということで、これを市民に還元していくことは大きな使命ではないかと思います。まず、議事録ですね。この議事録が現在どうなっているのか、これは直接的に市史編さん委員会の活動を伝達するツールですけども、例えば、資料は市史編さん委員会のホームページです。昨日の時点ですね。どのような状況かといいますと、平成28年度の委員会開催の結果とですね、そういったものしか載っておりません。議事録はまったくありません。それに比べて、2番目の文化財審議会のホームページがどうなっているかといいますと、開催日時からずっとありまして、PDFで平成29年度第2回会議録・会議次第・会議資

料・千葉県報抜粋・道作1号墳説明資料、こういったものがきちんと載っているわけでありまして、なぜ市史編さん委員会だけ、こういったものが掲載されてないのか。これはまさに市民に対して情報伝達、唯一のツールなのですけれども。残念ながら、ここはちょっと前に事務局に言ったことがあるのですけれどもやってないと。あえて僕はこれを掲載させてもらいました。それから3番目、市川市のホームページを見ましてもこういう形で、平成30年度の概要とか会議録とかの資料が全部載っています。こういうことからですね、まず市民に情報を提供すべきだという風に思っているところでございます。それから私が今日紹介したいのは、5番目の羽村市ですね。東京都の羽村ですけれども、ここのホームページを見ますと、ここも今印西市と同様に市史編さん事業は盛んに行っている訳ですけれども、ホームページにどのような掲載をされているかといいますと、市史編さん室からのお知らせ、市史編さん委員会とはどういうものか、当然ここには委員の名前も入っておりますし、それから市史編さん内部ということで、今日自分で印刷してきました。こういう風に伸びゆくはむらが年3回くらい出ております。これをきちんとやっているのか、市民は今市史編さんがどのように進行しているのか、どういう内容でだれたちがやっているのか、すべて一目瞭然にわかります。で、何が言いたいのかというと、もう少し市民にきちんと情報を提供すべきではないかと、それが完成した暁には、市民に愛着を持って迎えらる成果品ができるのだということではないかと思えます。これ皆さんに回している最新号ですね。のびゆくはむら特集民俗調査ということで、各部会の委員長方が報告しています。こういうことで、羽村市はいいことをやっているなというふうに思ったところでありまして、結論なのですけれども、以上から羽村の事例は市民の受け入れられる情報提供をしている。今回の資料集は、印西市にとって最初の本格的なものです。市民への関心と郷土への愛着の情勢において、市民への丁寧な情報提供は大変必要ではないかという風に思った次第でございます。私からは以上です。

議長： 大変貴重なご意見をありがとうございました。大変耳の痛い意見でございまして、何か他にありますか。

委員： 私、お答えじゃなくて、私も今委員のおっしゃったとおり、何度か事務局の方に申し上げてあります。それで合併前は議事録を作って、私のはんこを押した記憶があります。それがこの数年なくなりました。今日も大友先生に指名されましたけれども、私も指名されたけれども来なかったことがあります。それで事務局の方はできてないということをお返事いただいたことがあります。それから私は他のところでもいくつか編さん委員もやっています。他の部会で活動していますけれども、議事録はないのかと聞かれます。それでみんな私たちのような仕事をしている人が、お互い参考にしながらやっているのか、ここが出してないことは結構私の周りで知っています。要望されるときどうするのですかと聞かれます。私が今かかわっているところもみん

なあります。例えば、概要というような項目もありますし、議事録のようにだれが何を言ったというようなことを出しているのもあります。事務局はそれを基にして、いろいろなことを部会と相談しながらやっていくというような姿勢ですので、議事録に関しては前から私は気になっていたことで、なかなかこういう場では申し上げられなかったけれども、言ってくださったからそれに乗じて申し上げると、非常にこれは問題だと思います。ぜひ議事録は公開してください。そのために、今日も録音しますとおっしゃって、それから傍聴席も作られているのは、議事録を作るのが前提だと思いますので、私たちも責任をもって発言していますので、是非それは記録に残して公文書うんぬんということをよく言われます。よく廃棄してしまうとか。それはこういうことも公文書になるわけですから、このこと自体が編さん事業の歴史を示すことだと思います。ですから是非私からもお願い致します。以上です。

議長： 私は議事録書面になった時に、そういうような時は判を押して渡しているからやっていると思っております。

委員： ここで押したことがありますか。

議長： 押したことがあります。何度か。

委員： 印西市になってから。

議長： はい。

委員： そうですか。

議長： 署名人は署名だけれど。

委員： わかりませんが、私は当番になって指名されても押したことはごく最近はないです。合併前はありました。読み直して押しました。訂正も加えたりもした記憶はあります。合併後では私は一度もないと把握しています。何年、26年でしたっけ16年、忘れましたが、えーと28年ですかね、それだけはあったかと。開催記録に議事録というのが2年位前のにあったのは把握しています。だいたい私も印西市史の進捗はどうなっているかと人から聞かれますのでこれは見えています。

議長： 大変、耳の痛い発言でございますが、事務局の方でも発言をしんしに踏まえて、取り組んでいただきたいと思います。頼みます。大変ご苦労様でした。

委員： 私自身が市民から見られていると思っていますので。

事務局： はい、委員長。長文のご指摘をいただきましてありがとうございます。まず、議題の方の案件について、こちらで考えていることでお答えしたいと思います。編さん委員会の席上でどこまで、こういったものを提示できて、詳細に検討していただけるのかという部分でいうと、時間が十分であれば、ひととおり検討中の形を見ていただきながら、ご意見を十分頂いて編さん・編集できるとよいのだと思います。けれども、一応大綱的な範囲で、市で編さんを進めていく計画なり、進行等に関するご意見について、編さん委員会でいただいているというところで、市史の編さん・編集を実施していくために市史編さん専門委員を置いて、そこで先生方に編集や編さんの具体

的な作業を実施していただいております。形としてはそのように運用しており、部門ごとに専門部会でまとめていただいておりますが、今回その成果がまとまったということで、こうして委員会の皆様にご覧いただいたということになります。委員ご指摘のとおり、具体的な編集の内容をこの席上で報告する機会を設けることは、確かに必要なことだとは思いますが。合併を経て実質的には従来の市史を継続するという形で、合併以前からのスタイルで編さんを続ける。合併で範囲が広がって仕切り直し、新しく継続して実施するということがございましたので、改めて細かな編さん実施計画を作成していないというのは事実です。そういった部分もあって、委員の皆様には十分な計画の考え方・編さんの考え方を提示することがなく、説明が不十分ということになっているのかと思っております。

今後も編さんは続きますので、全体的なところもご理解いただけるように、できるだけ周知に心がけて行きたいと思っておりますので、現状でご理解いただければというところでございます。内容の部分については、中澤委員からお話いただいた方がよろしいかとは思いますが、やはり今回の資料編の編さんにあたっては500ページという限られた紙面のなかで、資料を掲載するということがあり、かつ資料がすべて残っているわけではありませので、なかなか全体的なことを網羅した都合の良い資料はなく、細かい部分的な資料がばらばらの形で出てきますので、そのなかから資料編500ページに戦後から合併までの期間の資料をくまなく集めて掲載していくということは、非常に難しいところです。先ほどのご意見も含めて、そういった過不足ですとか、今後の通史編に向けての資料の状況ですとか、そういったところも多少解説等で触れながらご説明をしつつ、資料編の編集ができればよいかと思っております。

次に2のその他の分になりますが、今いただいたご指摘はおおむねそのとおりで、今後改善するべく取り組んでいきたいと思っております。議事録自体が作れていない時も実際ありますが、情報の公表という部分では会議の事前の周知ですとか、その会議資料ですとか、市政情報公表にかかる市の決めた取り組みの形がございします。そういった部分で概要となる開催結果を含めて、資料と、こういった資料を使って会議を開催したということは、一応市政情報として公表提供するという対応は行っていると思っております。ただ、ホームページを利用して議事録等を毎回掲載しているという状況ではないというのは事実でございしますので、そのところは改善していきたいと思っております。

議長： その少ない人数のなかで大変でしょうけれども、臨機応変に答えてやっていただきたいと思います。その他、お話を聞いて何かご意見ございしますか。ないようでしたら、私からひとつ検討していただきたいと思います。資料130の宗像郷友会規約です。ごうゆうかいという人もいるし、きょうゆうかいという人もございしますが、これの規約文と解説が非常に乖離していると私は思います。解説20ページ上から6行目あたりに、遺族会とは異なり直接

的な戦争犠牲者ばかりでなく、近隣住民が思想的な問題に偏ることなく、政党政派を超越して結束し、終戦直後の混乱を乗り越えて日本再建に向けて協力することを誓い合っている規約であると非常に平和的な融和的な解説になっておりますが、この資料を読むと戦友の遺族や傷痍の軍人を援護し、又は戦没勇士の英霊を顕彰し進んでは自らの修養研鑽につとめ、真に日本再建の闘志として範を郷党に示すことは、我等の過去の歴史に徴して明らかなる責務であるとして書いてあります。それから規約第5条では本会の会員は旧交を温めることを主目的とし、村内の旧軍人及希望者を以て組織すということが書いてあります。それから第3条の2では英霊を顕彰したり慰霊したり遺家族、傷痍軍人を援護するという目的をうかがえます。5には暴動その他非常に当たりては、保安隊・警察等に協力し郷土の安寧秩序保護につとめるというようなことをございまして、これは一般的には、郷友会とは非常に右翼的なものであるという評価を描いていると思います。解説に書かれたようなきれいごとではないと思います。この辺に違和感が出ています。ネットで見るとあまり出ていないのですが、ただ、例えば東京に愛知県人会とか山形県人会などがありますよね。ああいうものは郷友会みたいなもので、東京の学校に勉強しに来ている人たちに寮を提供したりとか、同窓会をやったりということを大事にしています。ネットでも知っている人があまりいなくて、忘れ去られてしまっているのですが、私はどのように具体的にこの目的になったのかはわからないのですが、吉川弘文館の国史大辞典に郷友連というのが出ていまして、日本郷友連盟の略称であると書かれていました。そして、第2次世界大戦の旧軍人の団体のなかで、最も右翼的で政治色の強い団体である。占領中は政治活動を禁止されていた旧軍人は、講和前後から地域的な郷友会や在郷軍人会を組織し、昭和29年にこれを統合する全国団体として日本桜星クラブ、「桜の星」と書くのですが、結成し、さらに同31年日本戦友団体連合会を創立し、同年11月これを日本郷友連盟と改称したとあるのですよね。このことが違和感かも知れませんが、少なくともその地域の文化や生活を向上するためにやるのではなくて、私としては、これはちょっと見方を変えていただきたい。この辺では郷友会はあまり発展しなかったのですよ。それで聞くとところによると、この事務局は役場にあったと。そして役場の職員まで事務局の事務の一端を担っていたというお話もございます。そういうことで、何というか、反動的な動きがあったというくらいのことで、これがどんどん発展していくことはないと感じました。なので、こういう文書は載せなくていいような気がします。ただ本埜村にも他の市町村にもありましたね。今回政党の思想を引いた人たちが作られたと思うのですよ。でも発展はしなかったですよ。

委員： 私が知っている限りですと、これは地域によって、ごうゆうか、きょうゆうかということは別としても、例えば佐倉などは旧藩士の集まりとか、地域の根ざしたそういうような組合とは言わないですけど、そのような会があっ

たりとかという地域によってその組織の内容が違うということは認識しています。ですから、少し書き方を工夫します。ここで出したのは戦友会とか限らないで、地域の人たちで希望する人が入ってもいいという広告がありましたよね。そういうような組織で昭和26年ぐらいですか。

議長： 31年。

委員： そうですか、31年ですね。反動が始まっている時期といえそうです。けれども、そういうのがそれから英霊を顕彰したりとか、慰霊したりというのは、婦人会活動の中でも出てくるのですよ。だから、地域の人たちは戦死した人たちへの気持ちというのが、20年代から30年にかけて直にあったということも、ここからわかったなという感じで出したのです。ですけど、思想的とかそういうことについて、解説ではどうかと思いますけれども、少し工夫してみます。今おっしゃったことを参考にしながら、これに書かれている言葉から思想とかにかかわらないで、みんなで地域の人たちが集まりましょうということを、この規約のなかでうたっているということを紹介したつもりです。ですが、そういう印象を与えてしまうといけませんから少し工夫してみます。

議長： 村内の旧軍人及希望者を以て組織すと書いてあるのですよね。だから、旧軍人はみんな入っているということですよ。および希望者ですから、これは私の印象では右翼的な団体だったという風に思います。

委員： きょうゆうかい・ごうゆうかいはいろいろな種類があるということは、そのようですね。県人会的な要素の郷友会もあるし、隣保組織みたいな形で過ごそうというようなものもあり、戦後いろいろなものが解体されましたでしょ。在郷軍人会もそうですし、隣組だとか、何かそういうような戦時中ものは解散させられているから、地域の人たちはこうやってきたというようなことを出したかったですけれども、少し工夫してみます。

議長： これもね。ここに出ているような郷友会はいろいろあり、私は百科事典とかで調べました。国史大辞典はたったこれだけなのです。だから、そんなに力はなかったし、私が思うのは英霊という言葉も天皇陛下に命をささげた御霊ですよ。英霊という言葉はね。簡単に英霊と使いますけれども、戦争で死んだ尊い命を、まずそれを顕彰したり慰霊したり、戦友の遺族や戦没者の場合には遺族会というのがありまして。

委員： それは遺族というふうに限られるわけですよ。

議長： 遺族会はずっと続いていますね。バスで靖国へ参拝に行ったりしています。けれども、それとはやっぱり合わなかったのですよね。遺族は遺族年金のかさ上げを要求したり、こっちはどっちかというと軍人恩給を上げろというような目的が多かったみたいですね。ちょっと検討して行きたいと思います。もう一つは感想ですけど、この前の会議で、何で戦後の文書を全部横書きしたのだと言ったら、私が委員になる前に決めたことだということで、納得しましたけれども、やはりこれを読んでいると、雰囲気は横書きというの

は非常に読みづらい。あらゆる文書が横書きになるのは、まだ平成になってからじゃないですか。公文書が横書き A 4、それまでは縦書き B 5 だったですよ。だいたい、縦書き・横書きを全部 A 4 にしたものですから、決まっていたことですが、何か感覚が数字の入れ方だとか、もともと縦に書いてあった数字を横に直す場合とかですね。資料集近現代 1 も横書きですか。

委員： いえ、それは縦書きの予定です。

議長： だから、ほとんどの本が原資料を縦書きに書いてあるのですよね。

委員： そうですね。本文については、原資料が縦書きのものは、そのように明記してあります。何も書いて無いものは横書きにしてあります。

議長： そうですよ。7、8 割りは原資料が縦書きなのですよ。すんなり決まったのでしょうから、感想として非常に読みにくかったということです。何か文章の雰囲気伝わってこないのですよね。失礼しました。

何か他にご意見ございませんか。あとは誤字や何かに気がついた方は事務局の方へお願いします。簡単な誤植とか、タイトルの変換ミスといったことに気がついたことがありましたら、事務局のほうへお話していただきたいと思います。何かございませんか。

委員： たまたま家に町で作った手ぬぐいがありました。印西音頭の写しです。1 番、2 番、3 番までは、これに書いてあるのと同じですが、4 番が手ぬぐいに印刷してあるのと少し違います。

委員： 当時それは配布されたのですか。

委員： いえ、何かの記念品です。参加賞に使っていたようです。

議長： 運動会や文化祭などでしょうか。

委員： そうですね。

議長： これは最初の年に作ったのですか。

委員： いや、同じものがあったのですが、ちょっと虫に食われてしまって。

議長： 2 枚ずつあるのですか。4 番まで。

委員： 今先生のそばにある白いのが 3 番です。3 番・4 番です。

議長： 1 番・2 番も。

委員： はい。みんな白いもので両方あったようです。

議長： 2 枚ずつ配ったのですか。

委員： いえ、その時々だと思います。

議長： 事務局から何か報告事項はありますか。

事務局： 委員長、今いろいろとご意見をいただきましたけれども、近現代部会等で再度検討させていただいて、この内容で発刊するということをご承認いただいたということよろしいでしょうか。

委員： 結果についてはどうすればよいですか。

事務局： そうですね。どうしましょう。

委員： 例えば、私たち近現代部会で相談してご指摘の部分は中略にするとか。

議長： 事務局から今日の指摘事項に対する連絡を各自に発信していただきたいと

思います。

事務局： それでは、文書でご案内するという形でよろしいでしょうか。

議長： はい

委員： 少しよろしいですか。この近現代編の会議は、次はないですね。

委員： 近現代編は、明後日あります。

委員： いや、この会議はありますか。

事務局： 予定だと、年度末になってしまいます。

委員： 実はお話を聞いていて、ここに凡例が出てないですよ。凡例は非常に重要で、先ほどの、例えば出典のこととか、縦書きを横書きにしているということとか、それから現資料の数字を変えているわけです。漢数字を算用数字に変えているわけだから、そういったような凡例の文章というのをやはり検討する必要があるんじゃないかと思っているのです。

議長： これを近現代部会でもう一度読みながら、凡例を作ればいいと思います。

委員： これは文面と決めてあって、凡例は事務局が作っていると思います。

議長： 作ってある。

委員： 作ってあるかどうか私は把握していませんけど、事務局が主体になって作ることになっています。それで私たちは校正というか、事務局が作ってくださったものにいろいろ加えたりしましょうと、例えば個人情報についてはこういう扱い方をしたということを盛り込んでくださいということは、もう去年の内から言っております。けれども、これだけを配られても、どのようにして出来たのか、実際に示していただかなければわからないわけです。それはやはり同時進行でやってくださるようお願いしてあります。出来ていると思います、いかがですか。それがもし出来ているのであれば、見せていただきながら、これも加えてくださいということを言いたいところであります。そういう機会をください。凡例に関してはこの本に関してということですので、こうやって議論していただく必要がありますね。これを見るに当たってはあったほうがいいですよ。ですけど、そのためにもう一回会議ということは難しいと思いますので、できあがったら、それを皆さんに見ていただきながら、お気づきのところを事務局に連絡するという形でいかがでしょう。

事務局： はい、それでは、専門部会で検討していただいたうえで、最終的に資料をどうするかを決定し、それをみなさんにお配りする際に、凡例についても一緒に合わせてお送りしてご意見をいただくということでいかがでしょうか。

議長： 凡例は事務的なことだから、字を直したりすることは、事務局と部会でお願ひします。

委員： この巻に関してだけですから、それを当初しなくてはいけないということではないですけども。

委員： それはそうですね。凡例はそれぞれの古代、中世とか違ってきますからね。ですけども、これを見るときにその凡例が付いていたら一番よかったという感想です。そうしたらその時その目で見られたので。

委員： 例えば、今委員長が誤字だとか、変換ミスとかあった場合は校正してくださいとおっしゃってくださったけれども、そのことについても盛り込んでいただくことになっています。原本が明らかに誤字だった場合は直す。それからそうでなくて、読み方が同じだから、ある意味通じるだろうというようなことが想定できる場合は、なるべく当時の文章をそのまま使うというようなことを凡例に入れてくださいと、入稿したばかりでいま事務局は大変なのですけれども、一番大事なことは先ほど掲載許可とか、それからそういうことを作るという事務的なことがこれからたくさんありますので、編集そのものもそうですけれども、そちらをできる時にやっていただいておかないと後から大変だと思います。掲載許可も結構面倒ですし、ただ、家文書は幸か不幸か少ないから、それほどではないと思いますが、数は少ないにしても著作権も少しありますし、そういうのも書いてあればわかるわけです。これヘンテコな字だと思うけれども、多分そういう意味で残したのだとかというようなこともわかっていただける。今回そんなにすごく感じませんでしたけれども、いった感じがあるのはなまりなのですね。なまりが議事録の文章にも出てくることがあります。議事録はしゃべり言葉ですので、結構わからないです。そこをどのようにしたら良いか、それに字を足した方が良いか、それとも議事録の雰囲気を出した方が良いか、ということも検討しながらやったつもりでおります。そういうことも盛り込んでもらいたいなということも、多分事務局は把握していると思います。

議長： 明らかに間違いだとわかるものについては、訂正したことはあるのですが、私も迷ったのですが本埜村の議会の報告が出ていたのです。文書の名前がここに出てないか。

委員： 人名ですか。

議長： 人名が「木村」これが正しいですよ。ところがね、その文書には、本村って書いてあるのです。本村という名前は本埜には全然いないです。それで木村喜一さんという人は、私はよく知っている人だったのですよ。それはおそらく原本写す時に見間違ったか、役場の職員が速記録で書き違えたかわからないですが。

委員： その場合、もしお分かりになる人名があれば直した方がいと。

議長： これは（ママ）とするのか。

委員： そう、（ママ）にするか、あるいはもう明らかに間違いなら直してしまうか。今回に関してはあまり（ママ）とかは使わずにしたいということです。明治期になると、やはり（ママ）とか、これなのかと、（カ）を加えないといけなかなといま相談していますけれども、原則、あまり（ママ）は使わずに補えるところは補おうとしています。人名に関しては、明らかな間違いをご存知であれば直して、議事録などは特に委員長はよく地元の人名を知っておられるので。

議長： やはり専門委員には、地元の人が一人くらいはいて欲しいです。いれば、

現在だけでなく中世でももっと古くても、それでその他にもこういうのがあったのですよ。「長男」これが読めなかったらしいのです。それとも長男という名前はないと思ったのかな。これで正しいのですよ。ながしという名前なのですよ。けどもこんな名前はないじゃないかと思って、欠字□にしたかどうか、そういうのがありました。

委員： これは行政の部分ですね。その部分の資料がすごく傷んでるんですね。それで□になっていきますけれども、補える方法が、よく本塾の人名が出てくるところで少し補えるのではないかとということで、まだそのままになっていきますけれども、□になっているところも多いです。

議長： 私は、印西とか印旛の方は自信が無いです。

委員： 本塾の合併問題のところの資料はものすごく状態が悪いけれども、書いた人の字の問題も多少ありますね。

委員： 先生、初校が出た段階で、また回覧するとか見ていただくようなことはしませんか。

委員： 見ていただいた方がいいですね。

議長： これ初校でしょう。

委員： これ、初校じゃなく入稿前のです。

議長： これをもう一回読めと言われても辛いよ。

委員： 人名の部分だけでも。多分特におっしゃっているところは、1章の本塾の合併問題のところだと思うのです。それから今おっしゃった文字というのは、実際どのように書いているか、どちらとも読めます。

委員： もちろん、初校でも気付いたときでも。手元におけるような段階まで来たら、それで見ていただく。

委員： これは入稿のままですか。入稿原稿と同じですか。

事務局： そうです。

委員： その後に、私たちが直しているのがありますよね。

事務局： それは反映してないです。

委員： 反映してないですよ。でも、個人名というのはなかなか私たちもわからないのがあります。

事務局： 今回、事前に通知文等をお配りした資料とは、別に委員長に見ていただいてメモをこちらでお預かりしております。

委員： それを反映していただくと、お分かりになるかもしれない。

委員： 初校は一度に入るわけではなく、少しずつ入るのでしょう。

委員： ばらばら。

委員： そういえば、必要とするところばかりではないです。

議長： これ、原稿だよ。

事務局： そうです。

議長： 印刷には、これをもう一回打ち直すわけだ。

委員： 打ち出したデータで出していますが、すぐに印刷できるような状態です。

元が直ってなければ、データですので、これは入稿、ゲラではないです。入稿する状態のものです。

議長： 私のゲラよりよほどりっぱだよ

委員： 一見きれいに見えるので、あまり気をつけなくて読めてしまいますが、1個ずつ見ると、また、やはり・・・。

議長： それでは、終わりにしていいですか。

事務局： はい。それではどうも長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございます。先ほどもお話ししましたが、本日頂きました意見を参考にしまして、今後の編集作業を進めていきたいと思ひます、よろしくお願ひします。どうも長時間にわたり、ありがとうございました。

平成30年第2回印西市史編さん委員会の議事録は事実と相違ないので、これを承認する。

平成31年4月14日

印西市史編さん委員会

議事録署名委員 大友 一雄 印